板橋区行政評価委員会運営要綱

(平成13年10月16日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区行政評価規程(平成13年10月15日訓令第13号)第9条の規定 に基づき設置した、板橋区行政評価委員会(以下「委員会」という。)の運営のため必要な事 項を定める。

(委員の構成)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる者につき区長が委嘱する9名以内の委員により構成する。
 - (1) 学識経験委員
 - (2) 公募区民委員
- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

(所掌事項)

- 第3条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 板橋区行政評価システムの改善に関すること。
 - (2) 施策評価及び事務事業評価に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が適当と認めた事項

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、第2条第1項第2号の公募区民委員の任期については、付属機関等の設置及び運営に関する要綱(平成16年6月1日区長決定)第5条の規定に基づき、原則として1期限りとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を統理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、意見や事情等の聴取を 行うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策経営部経営改革推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は政策経営部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱一部改正は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

- この要綱一部改正は、平成16年3月15日から施行する。 付 則
- この要綱一部改正は、平成22年3月1日から施行する。 付 則
- この要綱一部改正は、平成23年4月1日から施行する。